

10

案内設備・視覚障害者移動等円滑化経路

基本的な考え方

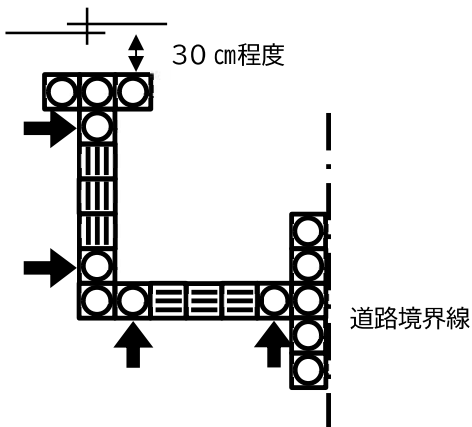
視覚障害のある方が施設を円滑に利用できるよう、道路から施設利用に関する情報が得られる場所まで、遠回りや複雑にならないよう、連続して誘導する必要があります。

< 1 > 整備基準一覧

整備
対象

- 道等から主要な出入口や、道等から案内設備までの経路が対象です。

施設		● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
箇所		法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) 案内設備	ア 一般案内設備	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機・便所・駐車施設の配置についての案内設備を設けること。 ※当該昇降機等・便所・駐車施設の配置を容易に視認できる場合を除く。		㊦ 具体的な整備内容 ・以下のいずれかを設置する。 ①案内板等 ※移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機・便所・駐車施設の配置を示したもの ②モニター付きインターホン ※施設管理人等が常駐する等で常時対応可能な敷地内の場所に、受信設備を設けたもの ③案内所 ※建築物の内にある、当該建築物を管理する者等が常時勤務するもの <解説・補足> ・案内設備とは、施設全体の利用に関する情報を得ることができる場所をいい、上記に示す施設を指す。 ・「①案内板等」を、次項イに規定する視覚障害者対応用の案内設備と兼用する場合については、触知案内板等とする必要がある。「②モニター付きインターホン」及び「③案内所」は、次項イに規定する視覚障害者対応用の案内設備とそのまま兼用できる。 ・案内表示等の作成においては、高齢者や色盲者等に配慮して、できるだけシンプルな内容とするともに、文字の字体・大きさ、文字と背景の配色など見やすさに留意する。
		《令第20条第1項、第3項》		

	イ 視覚障害者 対応	移動等円滑化の措置がとられた昇降機等・便所の配置について、視覚障害者に対応した案内設備を設けること。 ※視覚障害者の利用上支障がないものとして、主として自動車の駐車のために供する施設を除く。		㊦ 具体的な整備内容 ・以下のいずれかを設置する。 ①触知図等による案内板等 ※移動等円滑化の措置がとられた昇降機等・便所の配置を以下のいずれかの方法で示したもの (ア) 文字等の浮き彫り (イ) 音声案内 (ウ) 点字及び上記(ア)・(イ)に類するもの ②モニター付きインターホン ※施設管理人等が常駐する等で常時対応可能な敷地内の場所に、受信設備を設けたもの ③案内所 ※建築物の内にある、当該建築物を管理する者等が常時勤務するもの <解説・補足> ・「①触知図等による案内板等」における「(イ) 音声案内」とは、常時もしくは人感センサー等で人の存在を感知した際に、自動的に音声を発することで、視覚障害者を適切に誘導する装置を指す。
(2) 視覚障害者 移動等円滑化 経 路	ア 上記イに規定する案内設備及び出入口までの経路	以下の両方の経路に、線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置をすること。 ① 道等から主要な出入口まで ②道等から上記イに規定する視覚障害者対応用の案内設備まで ※直進するのみの風除室内は免除	以下のいずれかの経路に、線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置をすること。 ① 道等から主要な出入口まで ②道等から上記イに規定する視覚障害者用の案内設備まで ※直進するのみの風除室内は免除	㊦ 具体的な整備内容 ・道路境界際の点状ブロックは5枚以上敷設する。 ・「停止部分」及び「経路が屈曲する部分及びその前後1枚分」を点状ブロックとし、その他の直進部分は線状ブロックで調節する。 ・道路境界際の点状ブロックは、道路境界際に隙間なく、その他の点状ブロックは、扉や壁等から約30cm（点状ブロック1枚分）離して敷設する。 ・点字ブロックは、JIS T9251による突起の形状、寸法及び配列とする。 

		《 条例第 30 条 》		＜解説・補足＞ ・原則、全ての人が等しく、メインアプローチから建物に出入りできるように整備する。そのため、メインアプローチで基準を満たさず、視覚障害者移動等円滑化経路や移動等円滑化経路をサブの別経路や遠回りの経路で確保する計画は避ける。 ・法対象建築物は主要な出入口及び上記イに規定する視覚障害者対応用案内設備まで、条例対象建築物は主要な出入口又は上記イに規定する視覚障害者対応用案内設備までの誘導を行うことにより、視覚障害者が介助なく施設に到達できるようにする。 ただし、敷地の状況等によりやむを得ない場合は、当該敷地内にある案内設備までを誘導の対象とする。 （敷地の状況等によりやむを得ない場合の事例） ➤ 傾斜地の大規模敷地内にあり、主要な出入口まで車で寄り付くことが前提となる車寄せを備えた事例 ➤ 敷地内に複数棟が存在する特定利用の施設（学校、工場等）で、敷地入口に管理人が常駐する案内所（守衛室等）を備え、目的地の主要な出入口まで適切に案内できる事例 など ・点字ブロックとは、床面に敷設されるブロックその他これらに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより、容易に識別できるものをいう。 ・点字ブロックと周囲の床との輝度比を確保し、誰もが点字ブロックを容易に識別できるよう工夫する。そのため、点字ブロックは、黄色のタイル状又はシート状のものとすることが望ましい。
イ 車路		車路に近接する部分に点状ブロック等を敷設すること。 《 令第 21 条第 2 項第二号イ 》 《 条例第 30 条 》	同左 《 条例 別表 2 第 10 項第 1 号イ(ア) 》	 具体的な整備内容 ・視覚障害者移動等円滑化経路が車路を横断する場合、車路を横断する前後の部分に、横断歩道の全幅にわたり、点状ブロック等を敷設する。 ・点字ブロックは、JIS T9251 による突起の形状、寸法及び配列とする。 ＜解説・補足＞ ・車路を警告することにより、視覚障害者が安全に車路を横断することができるよう、点字ブロック等は上記の位置に適切に敷設する。 ・点字ブロックと周囲の床との輝度比を確保し、誰もが点字ブロックを容易に識別できるよう工夫する。そ

				のため、点状ブロックは、黄色のタイル状又はシート状のものとすることが望ましい。
	ウ 段及び 傾斜の上端	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設すること。 ※視覚障害者の利用上支障がないものとして以下のいずれかに該当する場合を除く。 ①勾配が 1/20 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ②高さが 16 cm を超えず、かつ勾配が 1/12 を超えない傾斜がある部分の上端に近接するもの ③段がある部分若しくは傾斜がある部分と連続して手すりを設ける踊り場等 《令第 21 条第 2 項第 2 号》 《条例第 30 条》	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設すること。 《条例 別表 2 第 10 項第 1 号イ(イ)》	㊦ 具体的な整備内容 ・視覚障害者移動等円滑化経路上に段又は傾斜がある場合、段又は傾斜の上端には全幅に点状ブロック等を敷設する。 ・段及び傾斜路の手前は約 30 cm (点状ブロック 1 枚分) 空けて点状ブロック等を敷設する。 ・点状ブロックは、JIS T9251 による突起の形状、寸法及び配列とする。 <解説・補足> ・段及び傾斜路の存在を知らせることにより、視覚障害者が誤って転落しないよう、点状ブロック等は上記の位置に適切に敷設する。 ・点状ブロックと周囲の床との輝度比を確保し、誰もが点状ブロックを容易に識別できるよう工夫する。そのため、点状ブロックは、JIS T9251 に合致する、黄色のタイル状又はシート状のものとすることが望ましい。
(3) 小規模特例		(1)の規定によることが困難で、以下のいずれかに該当する場合は、点状ブロックによる誘導が免除される。※ ①道等から建築物内に常時勤務する者に連絡可能な設備まで、容易に到達できる場合。 ②常時勤務する者が道等から主たる出入口までの経路を容易に視認することができる場合。 《条例 別表 2 第 10 項第 2 号》	㊦ 具体的な整備内容 ・①、②ともに、常時対応可能な施設管理人等が常駐していることが前提である。 <解説・補足> ※小規模な建築物で、上記(1)の点状ブロックの敷設が困難な場合、緩和規定を設けている。 ただし、<u>本緩和規定が適用できるのは、条例別表 1 で、条例別表 2 第 10 項第 2 号の規定が除かれていない場合のみである。</u>	

< 2 > 努力基準一覧

施 設	努 力 基 準
箇 所 (番号は表< 1 > に合わせています)	内 容
案内設備	○案内表示を設ける場合、文字等は、弱視者、高齢者等が容易に読み取ることができる大きさとし、配色は、弱視者、高齢者等が表示の内容を容易に識別することができる配色とする。 ○用途面積が5、000㎡以上の対象建築物等には、主要な出入口の付近に触知図による当該対象建築物等の案内設備を設ける。 ◇視覚障害者が事前に施設の状況を把握できるよう、ホームページで施設案内図や館内情報を発信する。
(1) 点状ブロック	◇視覚障害者が敷地の入口を探しやすいよう、道路境界際の点状ブロックは、敷地内通路の全幅にわたって設ける。 ◇道路に点字ブロックが敷設されている場合は、道路の点字ブロックとつなげて誘導する。

< 2 > の凡例：◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図10-1 触知案内板

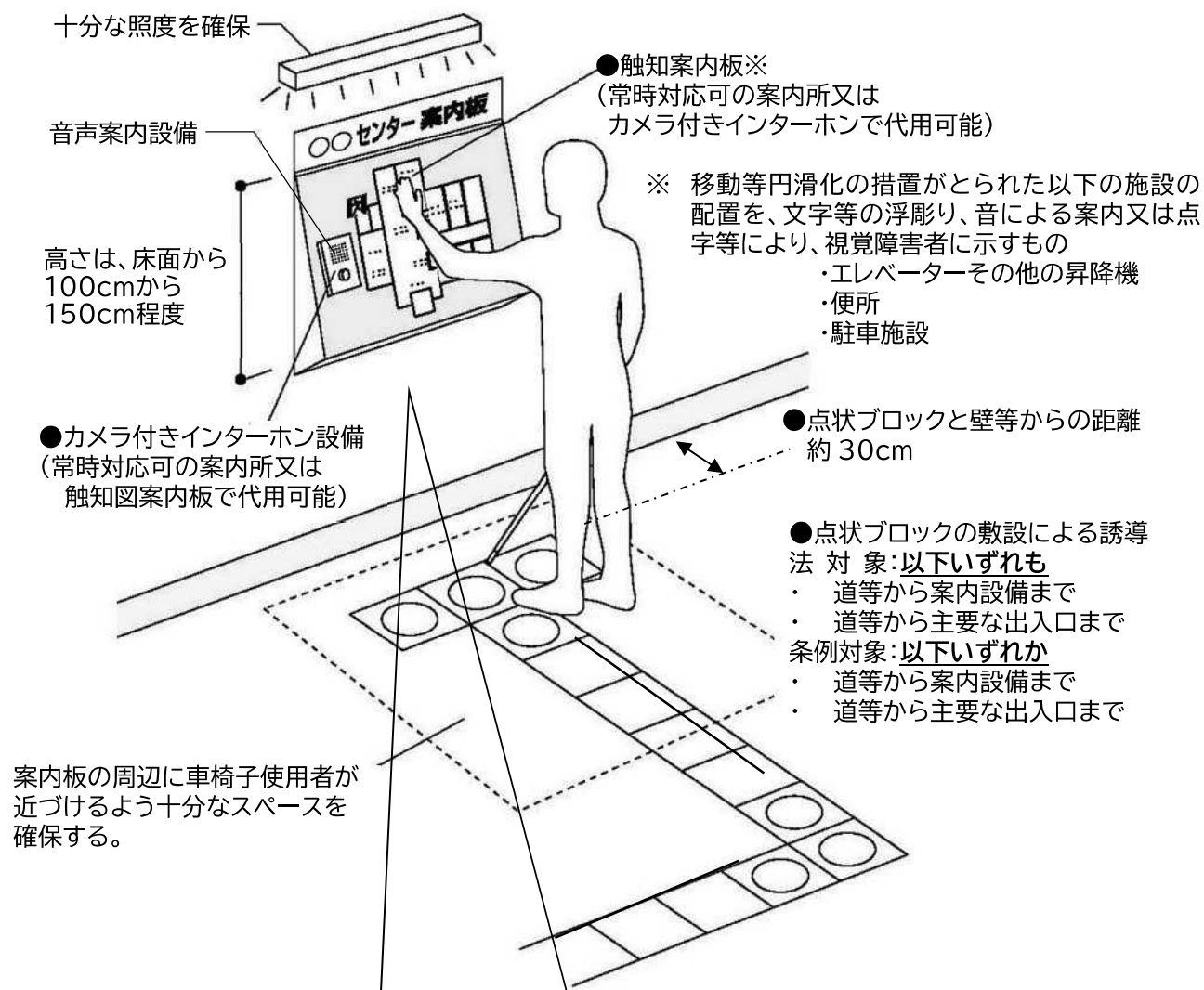


図10-2 案内表示(参考図)

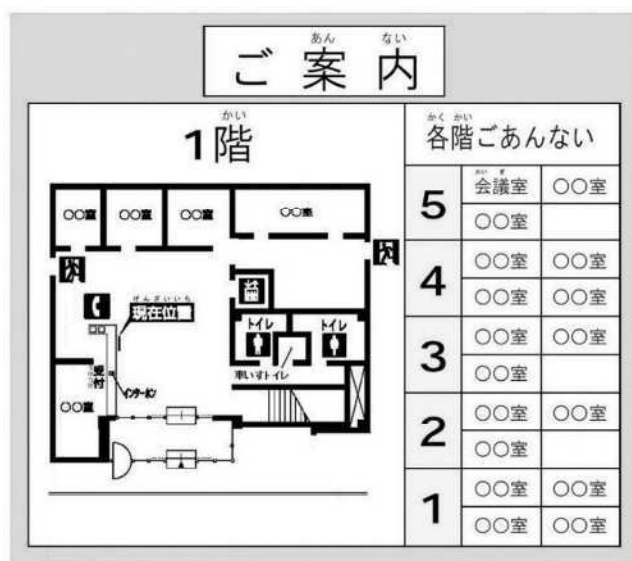
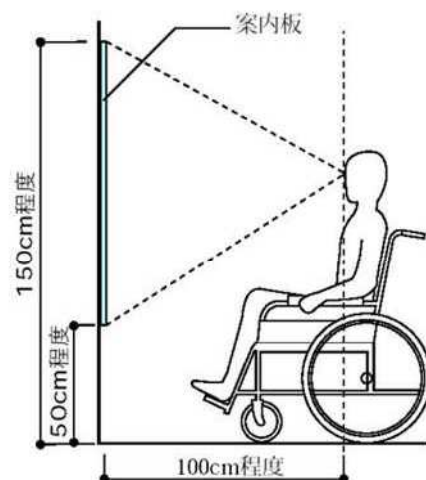


図10-3 案内標示の設置高さ(参考図)



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

視覚障害のある方の声

初めて行く場所は、どこに何があるのか全く分からず、不安です。点状ブロックで誘導された先に、常時人がいる案内所や、音声案内設備（カメラ付きインターホン）、触知案内板等があると、安心して建物を利用できます。

なかでも特に、「常時人がいる案内所」に誘導してもらうのが望ましいです。点字ブロックを辿り、カメラ付きインターホンや触知案内板の前まで到達できても、設備を探すには手を伸ばして探る必要があり、見つけれない時もあります。カメラ付きインターホンや触知案内板を設ける場合であっても、人感センサーを内蔵させた音声案内で「ここにカメラ付きインターホンがあります。向かって右側には触知案内板があります」等と案内してもらえると大変助かります。



<触知による情報伝達(触知案内板)の配慮事項>

- ・平面図の間取りの枠線自体を手で触ってわかるよう盛り上げる。(枠線の盛り上がりがないと、点字の室名がとびとびにあるだけにしか感じられず、部屋の配置を理解できない。)
- ・手を怪我するおそれがあるため、点字の凹凸を尖らせすぎない。
- ・触知図のみで一度に情報を把握することは難しいため、音声案内等と組み合わせる。
- ・点字が読めない視覚障害者もいるため、浮き文字を併記する。

図10-4
視覚障害者用テンキー（参考図）

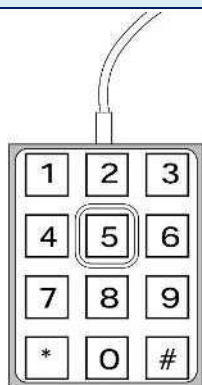


図10-5
視覚障害者に対応した便所案内板例(参考図)

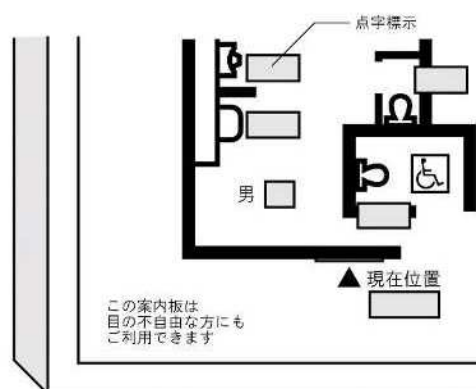


図10-6
手すりの点字表示位置（参考図）

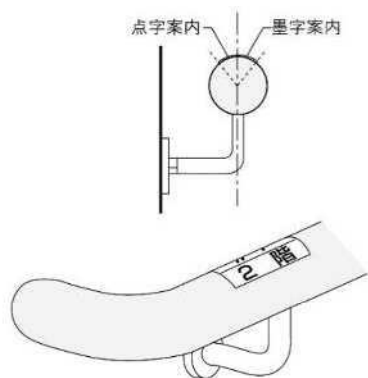
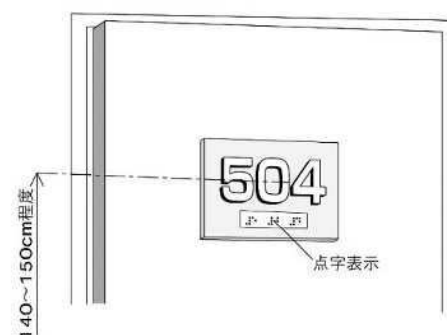


図10-7
客室の室名表示例(浮き文字)(参考図)



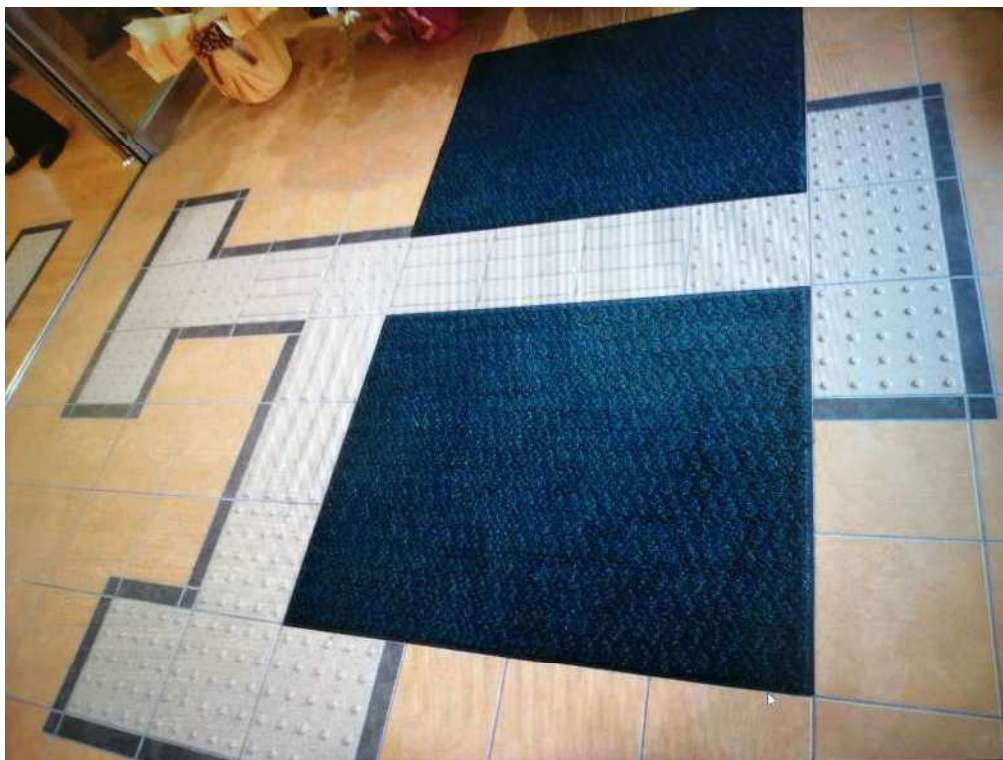
凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

<点状ブロックについて>

点状ブロックは、視覚障害者の屋内外での移動を支援するものとして必要不可欠なものである。

したがって、点状ブロックは、周囲の床とはっきり区別のつく色を選ぶ。

また、床と色が同化してしまう場合は、点状ブロックの周囲の床を着色し、点状ブロックの視認性を高める工夫もある。(写真参照)



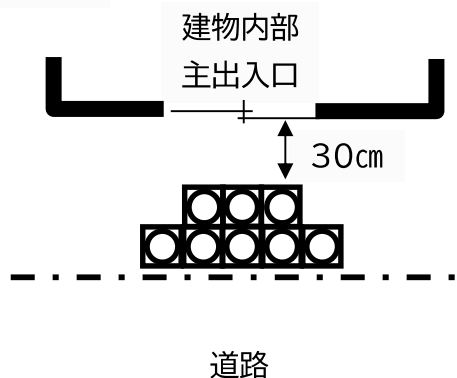
<狭小地における点状ブロックの敷設について>

視覚障害のある方は、点字ブロックがあることで、主出入口の位置等を認識できるため、狭小地であっても、点字ブロックを敷設することは必要である。

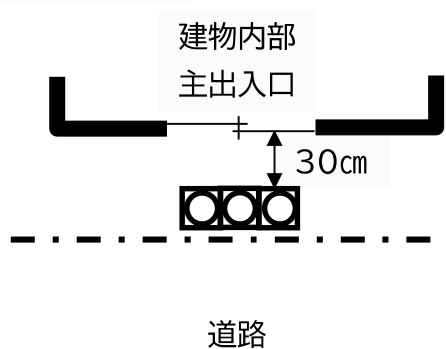
点字ブロックは、原則、扉等から30cm程度離して敷設するが、やむを得ず30cm程度離せない場合は、点字ブロックがシート状の場合はカットする、鋏タイプの場合は、鋏の数を調整する等して敷設すること。

シート状の点字ブロックをカットする場合は、カットした面がめくれあがり、つまづくことのないよう、適切に維持管理を行う。

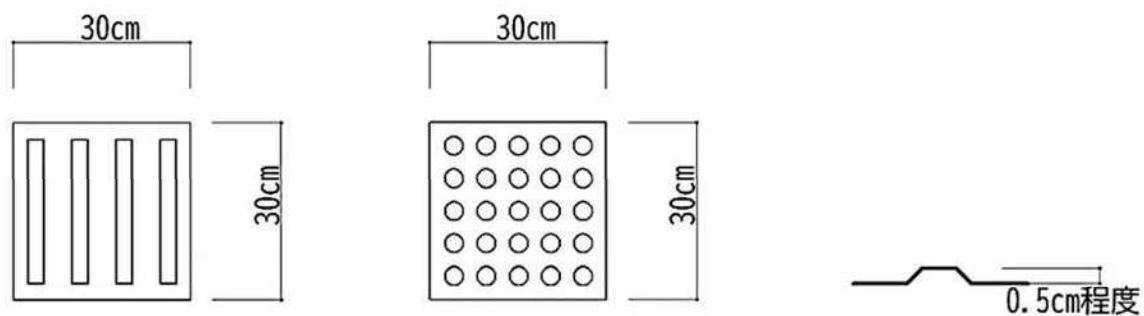
【ケース1】



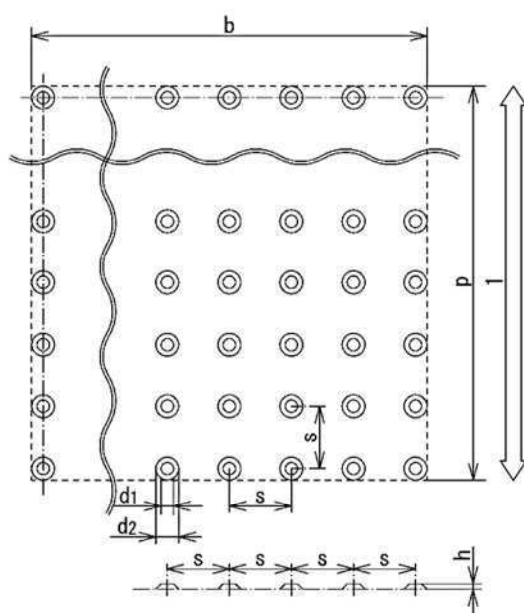
【ケース2】



■視覚障害者誘導ブロック等(第4章 JIS T 9251 参照)



■点状突起の配列及び寸法(JIS T 9251 の図をもとに作成)



単位:mm

記号	寸法	許容差
d_1	12.0	+1.5 0
d_2	$d_1+10.0$	
s	55.0~60.0 ^{a)}	
h	5.0	+1.0

l : 想定する主な歩行方向

d_1 : 点状突起の上面半径

d_2 : 点状突起の基底部の直径

s : 隣接する点状突起の中心間の距離

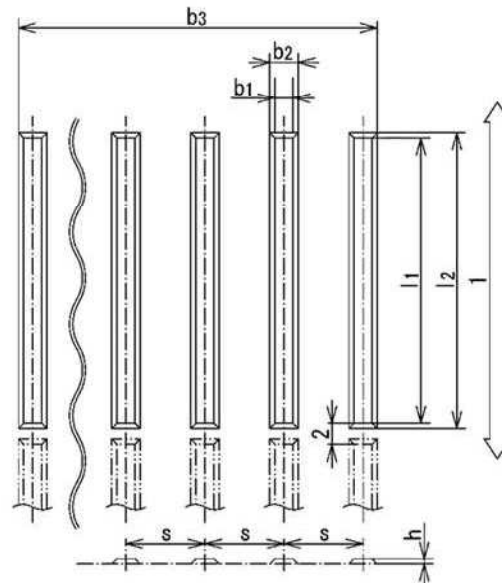
h : 点状突起の高さ

b : 有効幅

p : 有効奥行き

注^{a)} ブロック等の大きさに応じて、この範囲内の寸法を一つ選定して製造する。

■線状突起の配列及び寸法(JIS T 9251 の図をもとに作成)



単位:mm

記号	寸法	許容差
b_1	17.0	+1.50 0
b_2	$b_1+10.0$	
s	75.0	
h	5.0	+1.0
l_1	270.0以上	
l_2	$l_1+10.0$	

1 : 示そうとする歩行方向

2 : 排水用の隙間(線状突起の上面間)

b_1 : 線状突起の上面幅

b_2 : 線状突起の基底部の幅

b_3 : 有効幅

s : 近接する線状突起の中心間の距離

h : 線状突起の高さ

l_1 : 線状突起の上面の長さ

l_2 : 線状突起の基底部の長さ

11

客席（車椅子使用者用区画）

基本的な考え方

劇場や観覧場、集会場等は、出入口から容易に到達できる場所に、車椅子を使用されている方が利用できる客席のスペースを設けるとともに、車椅子を使用されている方が友人や家族と利用できるよう配慮します。

また、高齢者や障害のある方の舞台や楽屋の利用のしやすさにも配慮してください。

< 1 > 整備基準一覧

整備対象	以下に掲げる用途で、客席を設ける場合に対象となります。 ● 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 ● 集会場又は公会堂 ● 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設 ● なお、学校等の他用途の施設においても、上記同様の利用をする場合は、対象となる場合があります。
------	--

施 設		● 整 備 基 準		具 体 的 な 整 備 内 容 と 解 説 ・ 補 足						
箇 所		法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)							
(1) 車椅子使用者 用区画の設置		客席を設ける場合には、車椅子使用者が利用することができる区画を、客席数を 200 で除して得た数以上設けること。 (当該数に 1 未満の端数があるときはこれを切り上げた数とし、当該数が 2 未満の場合は 2、10 を超える場合にあっては 10)	同左	🔊 具体的な整備内容 ・車椅子使用者用区画を以下の区画数以上設置すること。 <table><tr><td>～399 席</td><td>2 区画以上</td></tr><tr><td>400～2000 席</td><td>客席数の 1/200 以上</td></tr><tr><td>2001 席～</td><td>10 区画以上</td></tr></table> <解説・補足> ・車椅子使用者用区画は、客席数に関わらず、最低2区画以上必要である。 ・車椅子使用者用区画は、車椅子使用者が自由に座席を選択でき、家族、友人とともに利用できるよう計画する。 ・固定区画のほか、跳ね上げ式又は取り外し可能な客席を設け、車椅子使用者等の数に柔軟に対応できる計画とする。	～399 席	2 区画以上	400～2000 席	客席数の 1/200 以上	2001 席～	10 区画以上
		～399 席	2 区画以上							
400～2000 席	客席数の 1/200 以上									
2001 席～	10 区画以上									
「条例 別表 2 第 11 項第 1 号」		同左								
(2) 車椅子使用者用区画	ア	区画の床は、水平とすること。	同左	🔊 具体的な整備内容 ・車椅子使用者用区画は水平に整備し、幅は 85 cm以上、奥行きは 120 cm以上とする。 ・車椅子使用者用区画が他の客席より高い						
	イ	区画の幅は 85cm 以上とすること。	同左							

	ウ	区画の奥行きは120cm以上とすること。	同左	位置にある場合は、脱輪防止用の立ち上がりを設ける。 <解説・補足> ・区画の大きさは、汎用型車椅子（JIS規格寸法：奥行き120cm）に対応した寸法である。 ・電動車椅子に対応する場合は、1席あたり、幅90cm以上、奥行き140cm以上が必要となる。（電動車椅子のJIS規格最大寸法：全幅70cm×全長120cm） ・当該客席に至るまでの経路上や、経路に近接した部分に段がある場合は、暗がりでも段が認識できるように足元灯を設置する等の配慮が必要である。
	エ	車椅子使用者用客席から、当該客席のある居室の出入口に通じる通路のうち、1以上の幅は、120cm以上とすること。	同左	
	オ	エの通路に段差がある場合には、9の項(4)に定める構造の傾斜路又は令第18条第2項第6号に規定する国土交通大臣が定める構造のエレベーターその他の昇降機を設けること。	同左	
		≪条例 別表2第11項第2号≫ ≪条例 別表2第9項第4号≫ ≪令18条第2項第6号≫	同左	

<2> 努力基準一覧

施設	努力基準
箇所 (番号は表<1>に合せています)	内容
(2) 車椅子使用者用区画	◎客席総数が200以下の場合は客席総数の1/50以上、客席総数が200を超え2,000以下の場合は客席総数の1/100に2を加えた数以上、客席総数が2,000を超える場合は当該客席の総数の75/10000に7を加えた数以上の車椅子使用者用区画を設ける。 ◎客席総数が200を超える場合、規定による車椅子使用者用区画を2箇所以上に分散して設ける。 ○車椅子使用者用区画の整備義務がない施設においても、客席を100席以上設ける場合には、車椅子使用者用区画を2以上設ける。 ・車椅子使用者用客席は、次に掲げるものとする。 ◎車椅子使用者が舞台等を容易に視認できる構造とする。 ◎同伴者用の客席又はスペースを隣接して設ける。 ◎幅は、90cm以上とする。 ◎奥行きは、150cm以上とする。 ○当該客席のある居室の出入口に通じる通路のうち1以上は、幅を130cm以上とする。
(3) その他	○磁気ループその他の聴覚障害者用の集団補聴装置を設ける。 <解説・補足> 磁気ループとは、補聴器に直接音声を送るための装置である。 補聴器は、遠くよりも近くの音を集めるため、映画館、劇場等ではこの装置が必要となる。

<2>の凡例：◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇…その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図11-1 客席

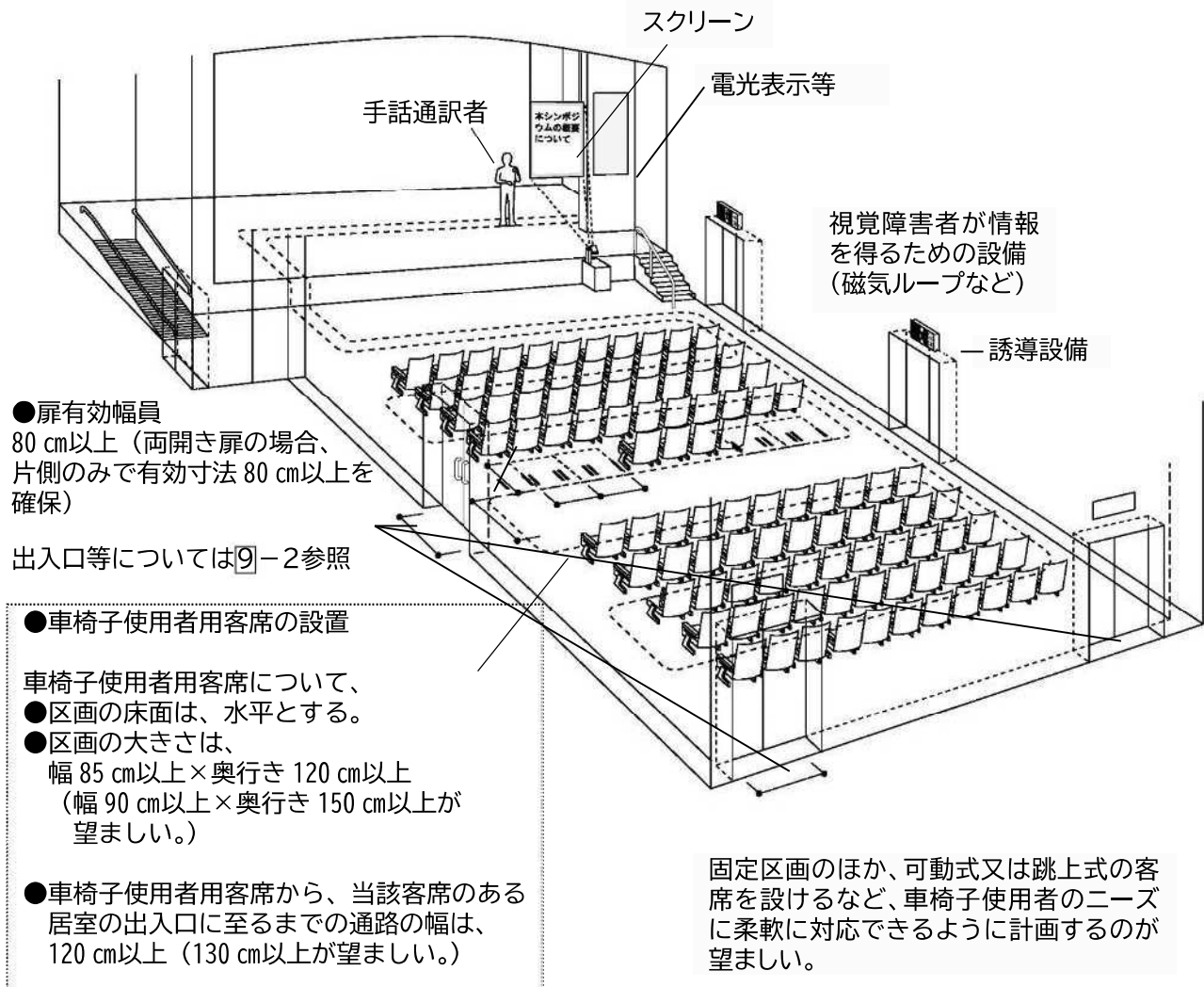
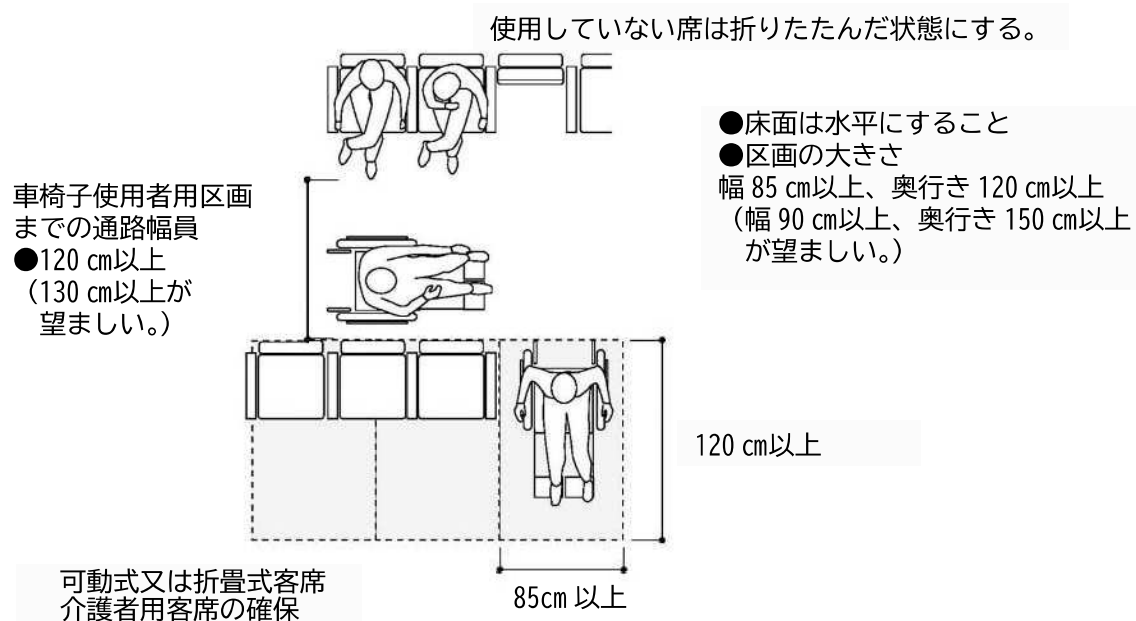


図11-2 車椅子使用者用区画



凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

図11-3 客席、舞台に設けるスロープ(参考図)

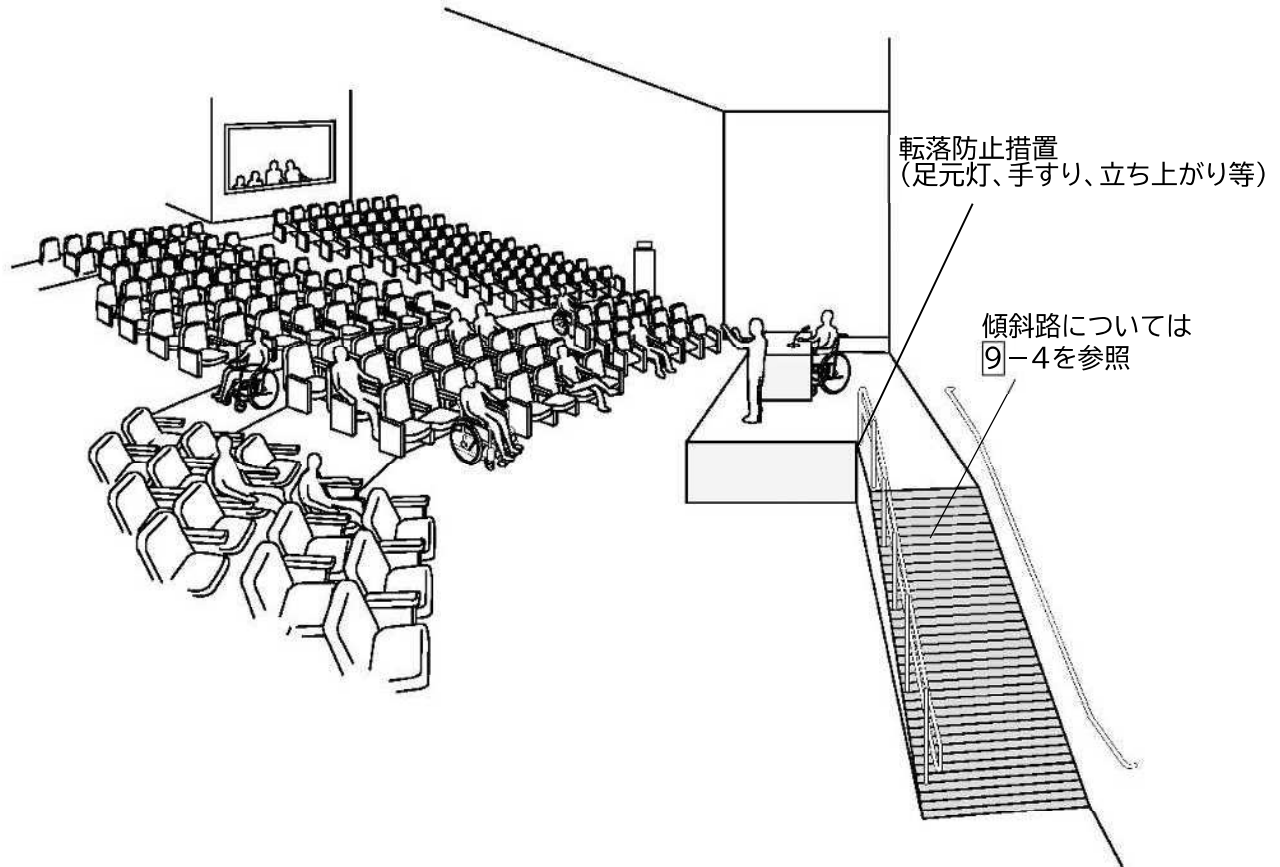
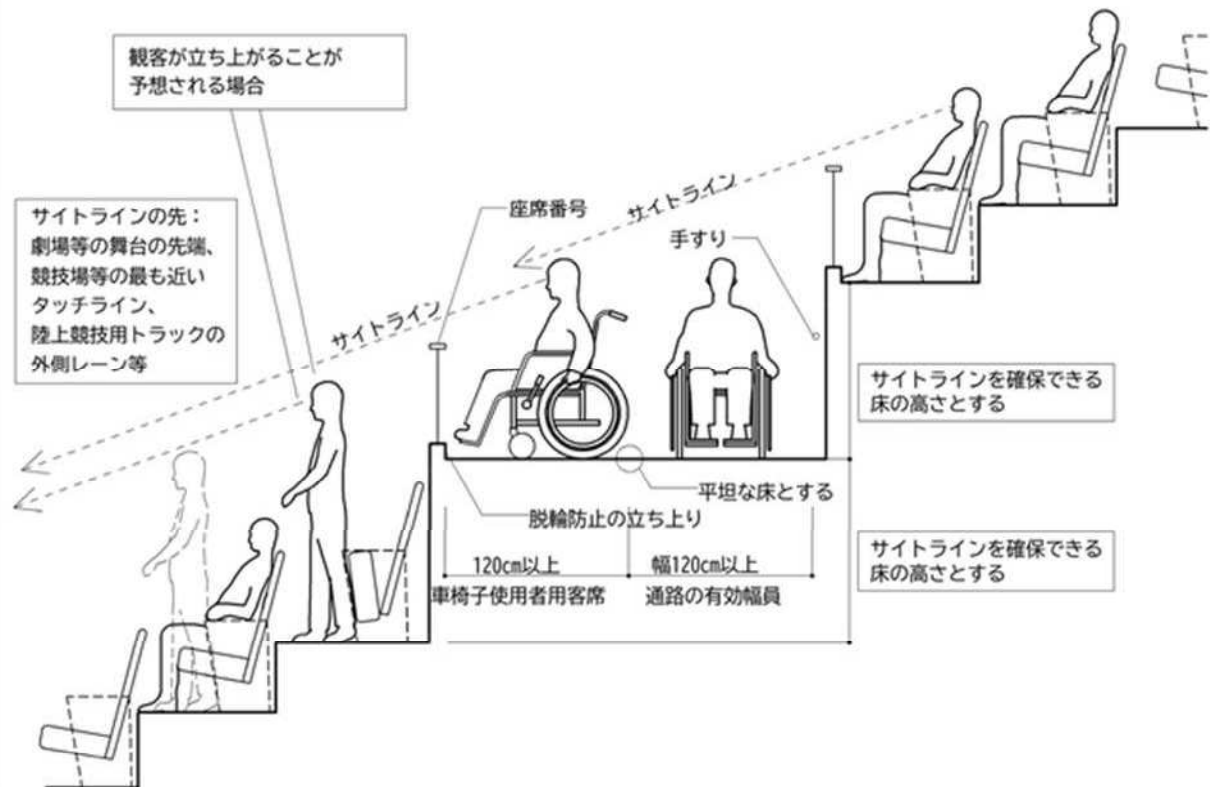


図11-4 サイトラインの例(参考図)



凡例 ●：義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。

12

子育て支援措置（ベビーベッド等）

基本的な考え方

乳幼児を同伴する人が利用する施設には、おむつ替えや授乳のための場所を設けます。これらの場所は、男女ともに利用できるように計画します。



< 1 > 整備基準一覧

施設 箇所	● 整備基準		具体的な整備内容と 解説・補足
	法対象 (特別特定建築物)	条例対象 (特定建築物)	
(1) ベビーベッ ドの設置	ベビーベッドその他乳幼児のおむつを取り替えることができる設備1以上（男女の区別がある場合はそれぞれ1以上）を設けること。	同左	㊦ 具体的な整備内容 ・ベビーベッド等のおむつの取り換えに必要な設備及び空間を適切に配置する。 ・ベビーベッドを便所内に設ける場合は、保護者の性別に関係なく利用できるものとする。
	《条例 別表2 第12項第1号》	同左	
(2) ベビーベッ ドの表示	便所内に(1)の設備を設ける場合には、当該便所の出入口又はその付近に、その旨を表示したJIS規格の標識を掲示すること。	同左	㊦ 具体的な整備内容 ・設けた設備に応じて、適切にJIS規格の標識を掲示する。 【便所内にベビーベッドを設けた場合】 「おむつ交換台」のJIS規格の標識  おむつ交換台 Diaper changing table 【授乳施設を設けた場合】 「授乳施設」のJIS規格の標識  授乳室（女性用） Baby feeding room (for women)  授乳室（男女共用） Baby feeding room (for men and women) 【ベビーケアルームを設けた場合】 「ベビーケアルーム」のJIS規格の標識  ベビーケアルーム Baby care room
	《条例 別表2 第12項第2号》	同左	

			※複数の設備を設けた場合、該当する標識を複数掲示してもよい。 <解説・補足> ・利用者に分かりやすいよう、施設の場所へ案内するための標識も適切に設ける。
--	--	--	---

<2> 努力基準一覧

努 力 基 準	
箇 所 (番号は表<1>に 合わせています)	内 容
(1) ベビーベッドの 設置	◇ベビーベッドまでベビーカーが寄り付くことができ、周囲にベビーカーを置いておけるスペースを設ける。
その他	○用途面積が5,000㎡以上の対象建築物等には、授乳及び乳幼児のおむつの取替えをすることができる施設を1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設ける。 ○上記の施設には、椅子、ベビーベッドその他の授乳及びおむつの取替えを円滑に行うための設備を適切に配置し、出入口又はその付近に標識を掲示する。 ◇授乳のためのスペースは、カーテンや、ついたて等によりプライバシーの確保をする。 ◇授乳のためのスペース周辺には、荷置き場等を適切に設ける。 ◇母乳及び哺乳ビンによる授乳に対応した設備を設ける。 ◇授乳のためのスペースまでベビーカーが寄り付くことができ、周囲にベビーカーを置いておけるスペースを設ける。

<2>の凡例:◎…建築物移動等円滑化誘導基準 ○…条例規則 ◇ …その他の望ましい基準

※ 条例等で既に規定している基準及び告示による緩和は省略しています。

図12-1 授乳・休憩施設の例

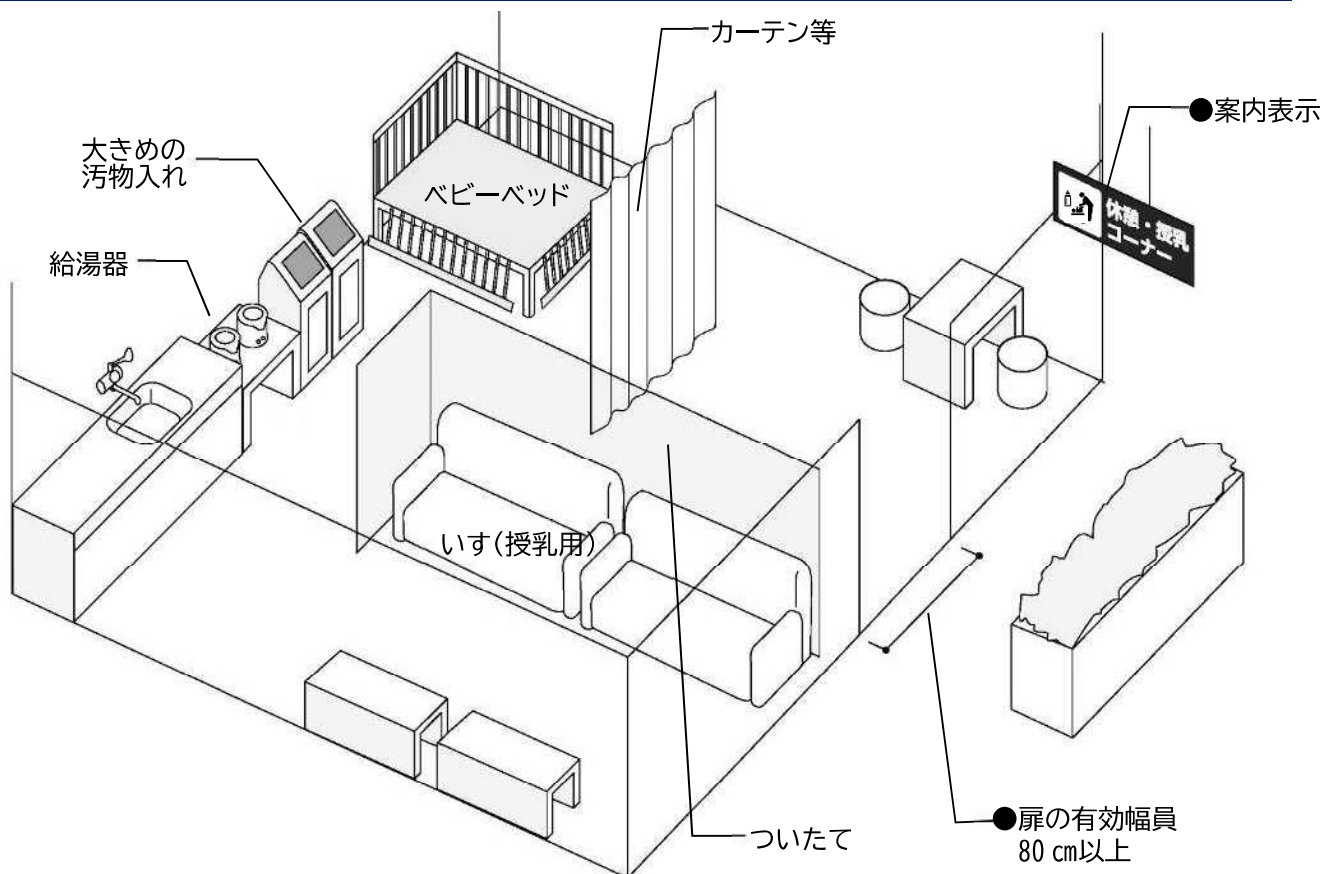


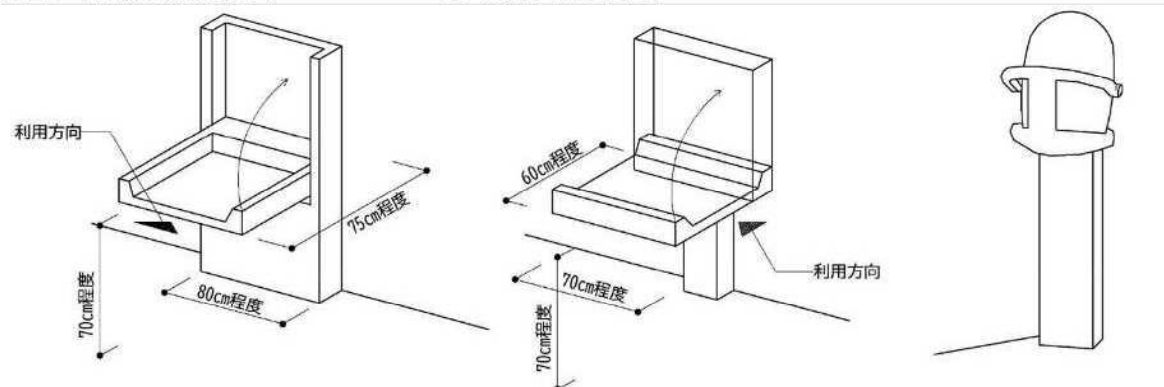
図12-2 授乳施設等に関するピクトサイン(JIS 規格)



図12-3 乳幼児用おむつ交換台(生後1ヶ月から2歳半程度の例)(参考図)

○壁・床取り付け方式

○壁取り付け方式



凡例 ●:義務基準 参考図に関しては、義務基準が含まれる場合でも●印を省略しています。